

平成十四年経済産業省・環境省令第七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十四項及び第十

五項第一号並びに第六百六条第一号の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規

則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 再資源化等の実施(第四条—第十六条)

第三章 登録及び許可(第五十五条—第五十九条)

第四章 再資源化預託金等(第六十六条—第七十七条)

第五章 移動報告(第七十八条—第一百十二条)

第六章 指定法人(第一百十三条—第一百二十二条)

第七章 雜則(第一百四十条)

附則

第一章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成十四年政令第三百八十九号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

第二条 法第二条第十四項の主務省令で定める破碎の前処理は、次のとおりとする。
(破碎前処理)

一 壓縮(自動車の製造等の委託)

二せん断(自動車の製造等の委託)

第三条 法第二条第十五項第一号の主務省令で定める委託は、自動車を製造し、又は輸入する行為の委託であつて、当該自動車の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行わされているものとする。

第二章 再資源化等の実施(引取業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由)

第一条 法第九条第一項第二号の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難であること。
- 二 当該使用済自動車に異物が混入していること。
- 三 当該使用済自動車の引取りにより当該引取業者が行う使用済自動車の適正な保管に支障が生じること。
- 四 当該使用済自動車の引取りの条件が使用済自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。
- 五 当該使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであることを。

(フロン類回収業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由)

第五条 前条の規定は、法第十一条の主務省令で定める正当な理由について準用する。

(フロン類回収業者によるフロン類の回収に関する基準)

第六条 法第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定エアコンデインショナーの冷媒回収口における圧力(絶対圧力をいう。以下同じ。)の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
二キログラム未満	○・一メガパスカル
二キログラム以上	○・○九メガパスカル

(フロン類回収業者によるフロン類の運搬に関する基準)

第七条 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 回収したフロン類の移充てん(回収したフロン類を充てんする容器(以下「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。)をみだりに行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由)

第八条 第四条の規定は、法第十五条の主務省令で定める正当な理由について準用する。

(解体業者による再資源化に関する基準)

第九条 法第十六条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないよう

に、適正に保管するよう努めること。

二 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯(以下「鉛蓄電池等」という。)を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うこと

ができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なものの(鉛蓄電池等を除く。)を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行いうまでの間(当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間)、適正に保管するよう努めること。

(解体自動車の全部を利用する方法)

第十一条 法第十六条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法

二 当該解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する方法

(解体自動車全部利用する方法)

第十二条 法第十六条第五項(同条第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める書面は、法第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体業者又は破碎業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成した書面であつて、次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 当該解体業者又は破碎業者の氏名又は名称
 二 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称
 三 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日
 四 当該解体自動車の車台番号
 (解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面の保存期間)
第十二条 法第十六条第五項(同第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、五年とする。
 (破碎業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由)
第十三条 第四条の規定は、法第十七条の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と、「異物が混入し」とあるのは「異物が混入し又は発炎筒が残置され」と読み替えるものとする。
 (破碎業者による破碎前処理に関する基準)
第十四条 法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。
 (破碎業者が他の破碎業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由)
第十五条 第四条の規定は、法第十八条第三項の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と、「異物が混入し」とあるのは「異物が混入し又は発炎筒が残置され」と読み替えるものとする。
 (破碎業者による再資源化に関する基準)
第十六条 法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
 二 自動車破碎残さに異物が混入しないように、解体自動車の破碎を行うこと。
第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施
第十七条 法第二十一条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
 一 天災その他やむを得ない事由により特定再資源化等物品の引取りを拒める正当な理由
 二 当該特定再資源化等物品に異物が混入していること。
 三 当該特定再資源化等物品の引取りが法第二十二条第一項に規定する引取基準に適合しないこと。
 四 当該特定再資源化等物品の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。
 (引取基準)
第十八条 法第二十二条第一項の主務省令で定める基準は、引取基準が特定再資源化等物品の引取りの能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の円滑な引渡しが確保されるよう勘案して合理的な範囲内で定められたものであることとする。
第十九条 法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 特定再資源化等物品の性状
 二 引取りの方法
 三 荷姿
 (引取基準の公表の方法)
第二十条 法第二十二条第二項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 (フロン類回収業者によるフロン類回収料金の支払の請求方法)

- 一 フロン類回収業者の氏名又は名称
 二 当該請求に係るフロン類を回収した事業所の名称
 三 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
 四 当該請求に係る使用済自動車の車台番号
 (フロン類回収料金に関する基準)
第二十二条 法第二十三条第一項の主務省令で定める基準は、フロン類回収料金がフロン類の回収及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められたものとす
 (解体業者によるガス発生器に係る指定回収料金の支払の請求方法)
第二十三条 法第二十三条第二項の規定により令第三条に規定するガス発生器(以下単に「ガス發生器」という。)に係る指定回収料金の支払を請求しようとする解体業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等に提出しなければならない。
 一 解体業者の氏名又は名称
 二 当該請求に係るガス発生器を回収した事業所の名称
 三 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
 四 当該請求に係る使用済自動車の車台番号
 (ガス発生器に係る指定回収料金に関する基準)
第二十四条 法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、ガス発生器に係る指定回収料金がガス発生器の回収及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められたものとす
 (自動車製造業者等の再資源化を実施)
第二十五条 第二十条の規定は、法第二十三条第四項の規定による公表について準用する。
第二十六条 法第二十五条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 自動車破碎残さ 次の算式により算出した割合が、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であること。
 算式

$$(A + B) / (C + D)$$

 A 当該年度において施設投入回収割合(当該施設における自動車破碎残さその他の物の投入量と回収量の割合であつて、主務大臣が定める算式により算出したものをいう。)が百分の四十以上である施設(以下「基準適合施設」という。)に投入された自動車破碎残さの総重量から当該基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該自動車破碎残さに係るものの総重量を減じて得た重量
 B 当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量から当該解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者の施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものとの総重量を減じて得た重量
 C 当該年度において引き取った自動車破碎残さの総重量
 D 当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量
 (二) ガス発生器 当該年度において引き取ったガス発生器のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用できる状態にしたものとの総重量の当該ガス発生器の総重量に対する割合が百分の八十五以上であること。
- | | |
|------------------------|-------|
| 平成二十七年度以降の各年度 | 百分の三十 |
| 平成十七年度から平成二十一年度までの各年度 | 百分の五十 |
| 平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度 | 百分の七十 |

二 当該年度における特定再資源化等物品ごとの資金管理法人から払渡しを受けた再資源化等預託金の額の総額並びに再資源化等及び法第三十一条第一項の認定を受けて行う解体自動車の額部再資源化に必要な行為に要した費用の総額
(再資源化に必要な行為を実施する者の基準)

第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、

それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合

自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。

二 精神の機能の障害により再資源化の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意

思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から

五年を経過しない者

ハ 法「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年法律第百三十七号)以下「廃棄物

処理法」という。若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の三第七項及び第三十二条の

十一第一項を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二

百六条、第二百八条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しく

は暴力行為等处罚ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において

読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、その取消しの

年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの

処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前

六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

をいい、相談役、顧問その他いかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を

執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

ホ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

ト 営業に関し成年者と同一の行為の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人人が

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下

この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない

者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ト 営業に関し成年者と同一の行為の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人人が

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下

この号において「暴力団員」という。)がイからへまでのいづれかに該当するもの

チ 法人でその役員又はその使用人(次に掲げるものの代表者であるものに限る。)及び第三

十三条第一項第四号において同じ。)のうちイからへまでのいづれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ス 個人でその使用人のうちにイからへまでのいづれかに該当する者のあるもの

二 自動車製造業者等が指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化に必要な行為を実施する

場合 当該指定再資源化機関以外の者が次のいずれにも該当するものであること。

イ 受託業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。

ロ 前号イ、ロ及びホからヌまでのいづれにも該当しないものであること。

ハ 法「廃棄物処理法」(昭和五十八年法律第四十三号)、大気汚染防止法(昭和四十五

年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上

災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五

年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和四十五

年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、ボリ塩化ビフェニル

廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)に違反し、又は刑法第二百四条、第二百八号)、

百六条、第二百八条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

二 法第六十六条(法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む)、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む)又は浄化槽法第四十二条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)でないこと。

ホ 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(3) (2)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ス 個人でその使用人のうちにイからへまでのいづれかに該当する者のあるもの

二 実施者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所を記載した書類

三 実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は

出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又

は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を

(再資源化の認定に係る提出書類)

第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 再資源化を行おうとする日前二月前までに同条第二項において「実施者」という。が第三十条第一号又は第二号(イ及びホに係る部分を除く。)に規定する基準に適合する旨を記載した書類

二 実施者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所を記載した書類

三 実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は

出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又

は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を

(記載した書類)

四 実施者に使用人がある場合においては、その者の氏名及び住所を記載した書類

(法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所、その代表者の氏名及び役員の氏名及び住所を記載した書類)

五 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる

書類

イ 実施者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民票）の記載のある台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。（以下同じ。）

ロ 実施者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ハ 実施者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ニ 再資源化に必要な行為の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合においては、当該施設に係る施設の使用開始予定年月日、当該施設において取り扱う特定再資源化物品の最大数量を記載した書類

八 実施者が法第二十八条第二項第三号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原有すること）を証する書類

主務大臣は、実施者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以後に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないものに限る。）を受けている場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第五号まで及び第六号イからハまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該実施者が当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（変更の認定）

第三十二条の規定は、法第二十九条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条 法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、第三十三条第一項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）とする。

第三十六条 法第三十一条第一項の主務省令で定める事業は、解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業とする。

第三十七条 法第三十一条第一項の認定を受けようとする自動車製造業者等は、あらかじめ、同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるとときは、この限りでない。

第三十八条 法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 認定を受けようとする自動車製造業者等が個人である場合においては、住民票の写し

二 認定を受けようとする自動車製造業者等が法人である場合においては、登記事項証明書

三 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破碎業者が法第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けていることを証する書類

四 全部再資源化の方法、設備、工程その他の内容を記載した書類
(認定を要しない軽微な変更)

第三十九条 法第三十二条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破碎業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更

二 法第三十二条第一項第四号に掲げる事項の変更であつて、発生が抑制される自動車破碎残さ（変更の認定）

第四十条 第三十七条の規定は、法第三十二条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは「法第三十二条第一項において準用する法第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条 法第三十二条第二項において準用する法第三十二条第二項の主務省令で定める書類は、第三十八条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）とする。

（再資源化等に係る料金の公表の方法）

第四十二条 第二十条の規定は、法第三十四条第一項の規定による公表について準用する。

（表示）

第四十三条 法第三十六条の規定による表示は、自動車製造業者等の名称を視認でき、かつ、容易に消えないものとする。

（指定引取場所の公表の方法）

第四十四条 第二十条の規定は、法第三十九条第二項の規定による公表について準用する。

（フロン類回収業者等による申出の方法）

第四十五条 フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、法第四十条の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称、登録番号又は許可番号並びに当該申出に係る事業所の名称及び所在地

二 当該自動車製造業者等の氏名又は名称及び当該申出に係る指定引取場所の所在地

三 当該事態が生じるおそれがあると認める相当の理由

（第三章 登録及び許可）

第一節 引取業者の登録

（引取業者の登録の申請）

第四十六条 引取業登録申請者は、様式第一による申請書に当該引取業登録申請者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 引取業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し

二 引取業登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

三 引取業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書、第四十八条第三号、第五十条第一項第三号及び第五十三条第三号において同じ。）

四 引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類
(引取業者の登録の基準)

第四十七条 法第四十五条第一項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知識を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。

（法第四十五条第一号の主務省令で定める者）

第四十八条 法第四十六条第一項の規定により変更の届出をしようとする引取業者は、様式第二による届出書に当該引取業者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 引取業者が個人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたと読み替えるものとする。

（引取業者の変更の届出）

第四十九条 法第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行ふことができない者とす

き 住民票の写し

- 二 引取業者が法人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき 登記事項証明書
- 三 引取業者が未成年者であり、かつ、法第四十三条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し
- 四 法第四十三条第一項第五号に掲げる事項に変更があつたとき 第四十六条第四号に掲げる書類
(引取業者の標識の掲示)
- 第四十九条** 法第五十条の規定により引取業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、引取業者であることを示すものとする。
- 2 法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 引取業者の氏名又は名称
 - 二 引取業者の登録番号
- 第二節 フロン類回収業者の登録**
- (フロン類回収業者の登録の申請)
- 第五十条** フロン類回収業登録申請者は、様式第三による申請書に当該フロン類回収業登録申請者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 フロン類回収業登録申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 二 フロン類回収業登録申請者が法人である場合には、登記事項証明書
- 三 フロン類回収業登録申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 四 フロン類回収業登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備(以下「フロン類回収設備」という。)の所有権を有すること(フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
- 五 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- 2 法第五十四条第一項第七号の主務省令で定める事項は、フロン類回収設備の数とする。
- (フロン類回収業者の登録の基準)
- 第五十一条** 法第五十六条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 使用済自動車の引取りに当たつては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
 - 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。(法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者)
- 第五十二条 法第五十六条第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(フロン類回収業者の変更の届出)
- 第五十三条 法第五十七条第一項の規定により変更の届出をしようとするフロン類回収業者は、様式第四による届出書に当該フロン類回収業者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 フロン類回収業者が個人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し
- 二 フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき 登記事項証明書
- 三 フロン類回収業者が未成年者であり、かつ、法第五十四条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し
- 四 法第五十四条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があつたとき 第五十条第一項第四号及び第五号に掲げる書類
(准用)
- 2 法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 フロン類回収業者の氏名又は名称
 - 二 回収しようとするフロン類の種類
- 第三節 登録番号**
- (解体業の許可の申請)
- 第五十五条** 解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 解体業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 二 解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
- 三 事業計画書
- 四 収支見積書
- 五 解体業許可申請者が個人である場合には、住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 六 解体業許可申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 七 解体業許可申請者が個人である場合には、その役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 八 解体業許可申請者が法人である場合において、発行株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)
- 九 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 十 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第一号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類

二 都道府県知事は、解体業許可申請者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項若しくは第六十条第二項（第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかるとおりとする。

三 解体業の更新を申請する者は、第一項の規定にかかるとおりとする。

四 法第六十一条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第五十七条第二号イに規定する標準作業書（第五十七条第一号において単に「標準作業書」という。）の記載事項

二 他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）

三 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地
ロ 面積
ハ 保管量の上限

四 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの氏名又は名称及び住所

五 解体業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、そ者の氏名及び住所

（解体業の許可証）
都道府県知事は、法第六十条第一項の規定により解体業の許可をしたときは、様式第六による許可証を交付しなければならない。

一 施設に係る基準
イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。
二

イ 施設に係る基準
（解体業の許可の基準）
第五十七条 法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他に法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準
（解体業の許可の基準）
二

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであることを、ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他の漏出を防止すること。

漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（1）廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（2）廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

（1）廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（2）廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

（1）使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この（1）において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（2）廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他の漏出を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること。

（3）廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（4）雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するためには十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するためには必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

（1）廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他の漏出を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること。

（2）雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

イ 解体業許可申請者の能力に係る基準
（1）次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

（2）使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

（1）廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）

(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

(5) (6) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴つて生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法

(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (5510) (5511) (5512) (5513) (5514) (5515) (5516) (5517) (5518) (5519) (5520) (5521) (5522) (5523) (5524) (5525) (5526) (5527) (5528) (5529) (5530) (5531) (5532) (5533) (5534) (5535) (5536) (5537) (5538) (5539) (55310) (55311) (55312) (55313) (55314) (55315) (55316) (55317) (55318) (55319) (55320) (55321) (55322) (55323) (55324) (55325) (55326) (55327) (55328) (55329) (55330) (55331) (55332) (55333) (55334) (55335) (55336) (55337) (55338) (55339) (553310) (553311) (553312) (553313) (553314) (553315) (553316) (553317) (553318) (553319) (553320) (553321) (553322) (553323) (553324) (553325) (553326) (553327) (553328) (553329) (553330) (553331) (553332) (553333) (553334) (553335) (553336) (553337) (553338) (553339) (5533310) (5533311) (5533312) (5533313) (5533314) (5533315) (5533316) (5533317) (5533318) (5533319) (5533320) (5533321) (5533322) (5533323) (5533324) (5533325) (5533326) (5533327) (5533328) (5533329) (5533330) (5533331) (5533332) (5533333) (5533334) (5533335) (5533336) (5533337) (5533338) (5533339) (55333310) (55333311) (55333312) (55333313) (55333314) (55333315) (55333316) (55333317) (55333318) (55333319) (55333320) (55333321) (55333322) (55333323) (55333324) (55333325) (55333326) (55333327) (55333328) (55333329) (55333330) (55333331) (55333332) (55333333) (55333334) (55333335) (55333336) (55333337) (55333338) (55333339) (553333310) (553333311) (553333312) (553333313) (553333314) (553333315) (553333316) (553333317) (553333318) (553333319) (553333320) (553333321) (553333322) (553333323) (553333324) (553333325) (553333326) (553333327) (553333328) (553333329) (553333330) (553333331) (553333332) (553333333) (553333334) (553333335) (553333336) (553333337) (553333338) (553333339) (5533333310) (5533333311) (5533333312) (5533333313) (5533333314) (5533333315) (5533333316) (5533333317) (5533333318) (5533333319) (5533333320) (5533333321) (5533333322) (5533333323) (5533333324) (5533333325) (5533333326) (5533333327) (5533333328) (5533333329) (5533333330) (5533333331) (5533333332) (5533333333) (5533333334) (5533333335) (5533333336) (5533333337) (5533333338) (5533333339) (55333333310) (55333333311) (55333333312) (55333333313) (55333333314) (55333333315) (55333333316) (55333333317) (55333333318) (55333333319) (55333333320) (55333333321) (55333333322) (55333333323) (55333333324) (55333333325) (55333333326) (55333333327) (55333333328) (55333333329) (55333333330) (55333333331) (55333333332) (55333333333) (55333333334) (55333333335) (55333333336) (55333333337) (55333333338) (55333333339) (553333333310) (553333333311) (553333333312) (553333333313) (553333333314) (553333333315) (553333333316) (553333333317) (553333333318) (553333333319) (553333333320) (553333333321) (553333333322) (553333333323) (553333333324) (553333333325) (553333333326) (553333333327) (553333333328) (553333333329) (553333333330) (553333333331) (553333333332) (553333333333) (553333333334) (553333333335) (553333333336) (553333333337) (553333333338) (553333333339) (5533333333310) (5533333333311) (5533333333312) (5533333333313) (5533333333314) (5533333333315) (5533333333316) (5533333333317) (5533333333318) (5533333333319) (5533333333320) (5533333333321) (5533333333322) (5533333333323) (5533333333324) (5533333333325) (5533333333326) (5533333333327) (5533333333328) (5533333333329) (5533333333330) (5533333333331) (5533333333332) (5533333333333) (5533333333334) (5533333333335) (5533333333336) (5533333333337) (5533333333338) (5533333333339) (55333333333310) (55333333333311) (55333333333312) (55333333333313) (55333333333314) (55333333333315) (55333333333316) (55333333333317) (55333333333318) (55333333333319) (55333333333320) (55333333333321) (55333333333322) (55333333333323) (55333333333324) (55333333333325) (55333333333326) (55333333333327) (55333333333328) (55333333333329) (55333333333330) (55333333333331) (55333333333332) (55333333333333) (55333333333334) (55333333333335) (55333333333336) (55333333333337) (55333333333338) (55333333333339) (553333333333310) (553333333333311) (553333333333312) (553333333333313) (553333333333314) (553333333333315) (553333333333316) (553333333333317) (553333333333318) (553333333333319) (553333333333320) (553333333333321) (553333333333322) (553333333333323) (553333333333324) (553333333333325) (553333333333326) (553333333333327) (553333333333328) (553333333333329) (553333333333330) (553333333333331) (553333333333332) (553333333333333) (553333333333334) (553333333333335) (553333333333336) (553333333333337) (553333333333338) (553333333333339) (5533333333333310) (5533333333333311) (5533333333333312) (5533333333333313) (5533333333333314) (5533333333333315) (5533333333333316) (5533333333333317) (5533333333333318) (5533333333333319) (5533333333333320) (5533333333333321) (5533333333333322) (5533333333333323) (5533333333333324) (5533333333333325) (5533333333333326) (5533333333333327) (5533333333333328) (5533333333333329) (5533333333333330) (5533333333333331) (5533333333333332) (5533333333333333) (5533333333333334) (5533333333333335) (5533333333333336) (5533333333333337) (5533333333333338) (5533333333333339) (55333333333333310) (55333333333333311) (55333333333333312) (55333333333333313) (55333333333333314) (55333333333333315) (55333333333333316) (55333333333333317) (55333333333333318) (55333333333333319) (55333333333333320) (55333333333333321) (55333333333333322) (55333333333333323) (55333333333333324) (55333333333333325) (55333333333333326) (55333333333333327) (55333333333333328) (55333333333333329) (55333333333333330) (55333333333333331) (55333333333333332) (55333333333333333) (55333333333333334) (55333333333333335) (55333333333333336) (55333333333333337) (55333333333333338) (55333333333333339) (553333333333333310) (553333333333333311) (553333333333333312) (553333333333333313) (553333333333333314) (553333333333333315) (553333333333333316) (553333333333333317) (553333333333333318) (553333333333333319) (553333333333333320) (553333333333333321) (553333333333333322) (553333333333333323) (553333333333333324) (553333333333333325) (553333333333333326) (553333333333333327) (553333333333333328) (553333333333333329) (553333333333333330) (553333333333333331) (553333333333333332) (553333333333333333) (553333333333333334) (553333333333333335) (553333333333333336) (553333333333333337) (553333333333333338) (553333333333333339) (5533333333333333310) (5533333333333333311) (5533333333333333312) (5533333333333333313) (5533333333333333314) (5533333333333333315) (5533333333333333316) (5533333333333333317) (5533333333333333318) (5533333333333333319) (5533333333333333320) (5533333333333333321) (5533333333333333322) (5533333333333333323) (5533333333333333324) (5533333333333333325) (5533333333333333326) (5533333333333333327) (5533333333333333328) (5533333333333333329) (5533333333333333330) (5533333333333333331) (5533333333333333332) (5533333333333333333) (5533333333333333334) (5533333333333333335) (5533333333333333336) (5533333333333333337) (5533333333333333338) (5533333333333333339) (55333333333333333310) (55333333333333333311) (55333333333333333312) (55333333333333333313) (55333333333333333314) (55333333333333333315) (55333333333333333316) (55333333333333333317) (55333333333333333318) (55333333333333333319) (55333333333333333320) (55333333333333333321) (55333333333333333322) (55333333333333333323) (55333333333333333324) (55333333333333333325) (55333333333333333326) (55333333333333333327) (55333333333333333328) (55333333333333333329) (55333333333333333330) (55333333333333333331) (55333333333333333332) (55333333333333333333) (55333333333333333334) (55333333333333333335) (55333333333333333336) (55333333333333333337) (55333333333333333338) (55333333333333333339) (553333333333333333310) (553333333333333333311) (553333333333333333312) (553333333333333333313) (553333333333333333314) (553333333333333333315) (553333333333333333316) (553333333333333333317) (553333333333333333318) (553333333333333333319) (553333333333333333320) (553333333333333333321) (553333333333333333322) (553333333333333333323) (553333333333333333324) (553333333333333333325) (553333333333333333326) (553333333333333333327) (553333333333333333328) (553333333333333333329) (553333333333333333330) (553333333333333333331) (553333333333333333332) (553333333333333333333) (553333333333333333334) (553333333333333333335) (553333333333333333336) (553333333333333333337) (553333333333333333338) (553333333333333333339) (5533333333333333333310) (5533333333333333333311) (5533333333333333333312) (5533333333333333333313) (5533333333333333333314) (5533333333333333333315) (5533333333333333333316) (5533333333333333333317) (5533333333333333333318) (5533333333333333333319) (5533333333333333333320) (5533333333333333333321) (5533333333333333333322) (5533333333333333333323) (5533333333333333333324) (5533333333333333333325) (5533333333333333333326) (5533333333333333333327) (5533333333333333333328) (5533333333333333333329) (5533333333

十一 破碎業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

- イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第一号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類

二 都道府県知事は、破碎業許可申請者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの）（第五十五条第二項若しくはこの項（第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物処理規則第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、破碎業の許可の更新の申請の場合は、この限りでない。

三 破碎業の許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。
四 法第六十八条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第六十二条第二号イに規定する標準作業書の記載事項

二 他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）

三 破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管量の上限

四 破碎業の用に供する施設について廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号

五 破碎業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所

六 破碎業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、そ者の氏名及び住所

（破碎業の許可証）

第六十一条 都道府県知事は、法第六十七条第一項の規定により破碎業の許可をしたとき、又は法第七十条第一項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九による許可証を交付しなければならない。

（破碎業の許可の基準）
（破碎業の許可証）

第六十二条 法第六十九条第一項第一号（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準
イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。
ロ 解体自動車の破碎前処理を行う場合には、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ハ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、次のとおりであること。

- （1）解体自動車の破碎を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている施設であること。

（2）解体自動車の破碎を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

（1）污水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
（2）自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（（3）において「排水処理施設等」といいう。）が設けられていること。

（3）雨水等による污水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかかるないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他措置が講じられることにより雨水等による污水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

（4）自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。
二 破碎業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準
イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
（1）解体自動車の保管の方法
（2）解体自動車の破碎の方法
（3）解体自動車の破碎前処理の方法
（4）解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法
（5）排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
（6）解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法
（7）火災予防上の措置
（8）事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないことを。

（変更の許可の申請）
第六十三条 法第七十条第一項の規定により破碎業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破碎業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 許可の年月日及び許可番号

- | | |
|-------|---|
| | 二 第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第三項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。 |
| 二 | 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類を引き渡した事業所の名称及び所在地 |
| 三 | 当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該移動報告番号 |
| 一 | 当該移動報告番号 |
| 二 | 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類を引き渡した事業所の名称及び所在地 |
| 三 | 当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号 |
| 五 | 当該フロン類回収容器を収納して運搬するための器具をいう。)ごとに付された番号及び当該フロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレットにより運搬されるフロン類の種類 |
| 六 | 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第四項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「フロン類」と読み替えるものとする。
(フロン類回収業者の期間ごとの報告) |
| 二 | 当該期間終了後一月以内に情報管理センターに報告しなければならない。 |
| 一 | 当該期間内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量 |
| 二 | 当該期間内に再利用をしたフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号 |
| 三 | 当該期間終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量
(フロン類回収業者の使用済自動車に係る引渡し実施報告の報告事項) |
| 第一八八条 | 法第八十一条第六項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 |
| 一 | 当該移動報告番号 |
| 二 | 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地 |
| 三 | 当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該使用済自動車の車台番号 |
| 五 | 当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、
当該使用済自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体業者に係るものである場合にあっては、
当該解体業者に当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 六 | 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、
当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体業者による当該解体自動車の利用方法 |
| 五 | 他の解体業者又は破碎業者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体業者に係るものである場合にあっては、
当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地 |
| 二 | 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第六項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。 |
| 三 | 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き取った事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該使用済自動車の解体を自ら行わないときは、その旨 |
| 第八十九条 | 法第八十一条第七項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 |
| 一 | 当該移動報告番号 |
| 二 | 当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き取った事業所の名称及び所在地 |
| 三 | 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き取った事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該使用済自動車の車台番号 |
| 第五十条 | 法第八十一条第八項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 |
| 一 | 当該移動報告番号 |
| 二 | 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器を引き渡した事業所の名称及び所在地 |
| 三 | 当該ガス発生器の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該ガス発生器に係る使用済自動車の車台番号 |
| 五 | 自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該ガス発生器を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該ガス発生器の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号 |
| 六 | 当該ガス発生器の引渡しに使用するガス発生器運搬用パレット(ガス発生器を収納して運搬するための器具をいう。)ごとに付された番号 |
| 二 | 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第八項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「ガス発生器」と読み替えるものとする。 |
| 一 | 当該移動報告番号 |
| 二 | 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地 |
| 三 | 当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該解体自動車の車台番号 |
| 五 | 当該解体自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体業者に係るものである場合にあっては、
当該解体業者に当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地 |
| 六 | 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地 |
| 五 | 他の解体業者又は破碎業者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体業者に係るものである場合にあっては、
当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地 |
| 二 | 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第九項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「使用済自動車又は解体自動車」と読み替えるものとする。 |
| 一 | 当該移動報告番号 |
| 二 | 当該解体自動車の車台番号 |
| 三 | 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車を引き取った事業所の名称及び所在地 |
| 四 | 当該解体自動車の車台番号 |

- 2 第八十三条第一項及び第三項の規定は、法第八十一条第十項の規定による破碎業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。
- 第九十三条** 法第八十一条第十一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該移動報告番号
 - 二 当該破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地
 - 三 当該解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地（電子情報処理組織を使用して行う移動報告）
 - 四 当該解体自動車の車台番号
 - 五 他の破碎業者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該解体自動車全部利廃棄物収集運搬業者の許可番号
 - 六 解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合にあっては、当該解体自動車全部利用者による当該解体自動車の利用方法
- 2 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十一項の規定による破碎業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは、「解体自動車」と読み替えるものとする。（破碎業者の自動車破碎残さに係る引渡実施報告の報告事項）
- 第九十四条** 法第八十一条第十二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該移動報告番号
 - 二 当該破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車破碎残さを引き渡した事業所の名称及び所在地
 - 三 当該自動車破碎残さの引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車破碎残さの引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
 - 四 当該自動車破碎残さに係る使用済自動車の車台番号
 - 五 当該自動車破碎残さの重量
 - 六 自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破碎残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合には、当該自動車破碎残さの運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号
 - 七 当該自動車破碎残さの引渡しに使用する運搬車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号その他の当該運搬車を識別できる表示
- 第九十五条** 法第八十一条第十三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該移動報告番号
 - 二 当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
 - 三 当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

- 2 四 当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号
- 第九十七条** 関連事業者等は、法第八十二条第三項の規定により移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十二条各項の主務省令で定める事項を記載した書面を情報管理センターに提出しなければならない。（書面の提出による移動報告）
- 第九十八条** 令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法（移動報告による書面に記載された事項をファイルに記録する業務の実施に要する費用の細目）
- 第九十九条** 法第八十二条第四項及び第八十三条第二項の規定によるフイルへの記録の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法について、情報管理センターが定める。（移動報告の方法の特例）
- 第一百条** 法第八十三条第一項の主務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことが著しく困難な場合において情報管理センターが認めたときとする。（磁気ディスクの提出による移動報告）
- 第一百一条** 関連事業者等は、法第八十三条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により移動報告を行うときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十二条各項の主務省令で定める事項を記録した磁気ディスクを情報管理センターに提出しなければならない。（情報管理センターによるファイルの記録の保存期間）
- 第一百二条** 法第八十四条の主務省令で定める期間は、五年とする。（関連事業者等によるファイルの閲覧の請求等）
- 第一百三条** 関連事業者等は、法第八十五条第一項から第三項までの規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。
- 一 関連事業者等の氏名又は名称及び住所
 - 二 請求事項
- 2 関連事業者等は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、当該請求書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。（書類等の交付の業務の実施に要する費用の細目）
- 第一百四条** 令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

(資金管理法人によるファイルの閲覧の請求等)

第一百五条

資金管理法人は、法第八十六条の規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し

ようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を記載した請求書を情報

管理センターに提出しなければならない。

2 資金管理法人は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところ

により、請求事項を電子情報処理組織(資金管理法人の使用に係る電子計算機と情報管理センタ

ーの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの)をいう。)を使用する方法により提

供することができる。

(確認通知までの期間)

第一百六条 法第八十八条第一項の主務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

一 法第八十一条第一項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二項の規定による報

告を受けないとき

二 法第八十一条第三項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二項の規定による報

告を受けないとき

三 法第八十一条第七項の規定による報告を行った者が行うべき同条第八項又は第九項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十一項の規定による報告を受けないとき

四 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十一項又は第十二項の規定による報告を受けないとき

五 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十三項の規定による報告を受けないとき

六 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十四項の規定による報告を受けないとき

七 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十五項の規定による報告を受けないとき

八 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十六項の規定による報告を受けないとき

九 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十七項の規定による報告を受けないとき

一〇 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十八項の規定による報告を受けないとき

一一 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第十九項の規定による報告を受けないとき

一二 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十項の規定による報告を受けないとき

一三 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十一項の規定による報告を受けないとき

一四 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十二項の規定による報告を受けないとき

一五 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十三項の規定による報告を受けないとき

一六 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十四項の規定による報告を受けないとき

一七 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十五項の規定による報告を受けないとき

一八 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十六項の規定による報告を受けないとき

一九 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十七項の規定による報告を受けないとき

二〇 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十八項の規定による報告を受けないとき

二一 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第二十九項の規定による報告を受けないとき

二二 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十項の規定による報告を受けないとき

二三 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十一項の規定による報告を受けないとき

二四 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十二項の規定による報告を受けないとき

二五 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十三項の規定による報告を受けないとき

二六 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十四項の規定による報告を受けないとき

二七 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十五項の規定による報告を受けないとき

二八 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十六項の規定による報告を受けないとき

二九 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十七項の規定による報告を受けないとき

三〇 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十八項の規定による報告を受けないとき

三一 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第三十九項の規定による報告を受けないとき

三二 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十項の規定による報告を受けないとき

三三 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十一項の規定による報告を受けないとき

三四 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十二項の規定による報告を受けないとき

三四五 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十三項の規定による報告を受けないとき

三四六 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十四項の規定による報告を受けないとき

三四七 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十五項の規定による報告を受けないとき

三四八 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十六項の規定による報告を受けないとき

三四九 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十七項の規定による報告を受けないとき

五〇 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十八項の規定による報告を受けないとき

五一 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第四十九項の規定による報告を受けないとき

五二 法第八十一条第十項の規定による報告を行った者が行うべき同条第五十項の規定による報告を受けないとき

計算機と当該都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供することができる。

(引取後引渡実施報告に係る報告)

第一百八条 法第八十八条第四項の主務省令で定める期間は、十日とする。

(都道府県知事への引渡後引取実施報告に係る報告)

第一百九条 情報管理センターは、法第八十八条第五項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き渡した事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨

二 当該引渡実施報告を行った者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き渡した事業所の名称及び所在地

三 当該使用済自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四 当該使用済自動車等の車台番号

五 情報管理センターが当該引渡実施報告を受けた年月日

六 情報管理センターが当該引渡後引取実施報告について準用する。

(引渡後引取実施報告に係る都道府県知事への報告までの期間)

第一百十条 法第八十八条第五項の主務省令で定める期間は、三日とする。

(都道府県知事へのフロン類回収業者の期間ごとの報告に係る報告)

第一百十一条 情報管理センターは、法第八十八条第六項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を法第八十八条第五項の規定による報告を受けない場合又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がない場合における当該報告に係るフロン類回収業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該事業所の名称及び所在地

二 当該報告に法第八十八条第五項に規定する事項の記録又は記載がない場合には、当該事項

2 第百七条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

(情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等)

第一百十二条 情報管理センターは、法第八十九条第一項の規定により確認通知を行おうとするとき

は、あらかじめ、当該確認通知を受ける関連事業者に対し、書面又は電子情報処理組織を使用す

る方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た情報管理センターは、当該確認通知を受ける関連事業者から書面

又は電子情報処理組織を使用する方法により電子情報処理組織を使用する方法による通知を受け

ない旨の申出があつたときは、当該確認通知を受ける関連事業者に対し、当該確認通知を電子情

報処理組織を使用する方法によつてしてはならない。ただし、当該確認通知を受ける関連事業者

が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 第百二章 指定法人

(事業計画等)

第一百十三条 法第九十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再資源化預託金等の管理の方法

二 再資源化預託金等の預託に関する証明の方法

三 その他資金管理業務に関必要な事項

(都道府県知事への引取後引渡実施報告に係る報告)

第一百七条 情報管理センターは、法第八十八条第四項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き取つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該引取実施報告を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取つた事業所の名称及び所在地

三 当該使用済自動車等の車台番号

四 情報管理センターが当該引取後引渡実施報告を受けた年月日

五 情報管理センターが当該引取後引渡実施報告について確認通知を行つた年月日

2 情報管理センターは、情報管理センターが定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(情報管理センターの使用に係る電子

計算機と当該都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供することができる。

(引取後引渡実施報告に係る報告)

第一百八条 法第八十八条第四項の主務省令で定める期間は、十日とする。

(都道府県知事への引取後引渡実施報告に係る報告)

資金管理法人は、法第九十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を主務大臣に提出して申請しなければならない。

第一百五条 資金管理法人は、法第九十五条第三項に規定する事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して主務大臣に提出しなければならない。
(区分経理)

第一百六条 資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る経理と、それ以外の再資源化預託金等に係る経理と、その他の経理とを区分し、それぞれについて貸借対照表勘定を設けて経理するものとする。
(継続して使用する旨の通知)

第一百七条 法第九十八条第一項第四号の規定による通知をしようとする自動車の所有者は、当該自動車に係る期限日の一月前までに、次に掲げる事項を資金管理法人に通知しなければならない。

- 一 自動車の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該自動車の車台番号
- 三 当該自動車の用途

(再資源化等預託金の一部負担に係る計画の規定事項)

第一百八条 法第九十八条第三項の主務省令で定める事項は、資金管理法人が特定期間に負担することができる負担金の総額とする。

(帳簿の備付け)
資金管理法人は、法第一百条に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。

第一百十条 法第一百条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金の額の総額
二 法第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金の額の総額
三 法第七十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定による請求に基づき自動車製造業者等又は指定再資源化機関に払い渡した再資源化等預託金の額の総額

四 法第七十六条第六項の規定による請求に基づき情報管理センターに払い渡した情報管理預託金の額の総額
五 法第七十八条第一項の規定により自動車の所有者に払い渡した再資源化預託金等の額の総額
六 再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額
(身分を示す証明書)

第一百十一条 法第一百二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。
(資金管理業務の引継ぎ)
法第一百四条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならぬ。
一 主務大臣が必要と認める事項
(特定自動車製造業者等の要件)

第一百十三条 法第一百六条第一号の主務省令で定める台数は、一万台とする。
2 自動車製造業者等が特定自動車製造業者等に該当するかどうかの判断は、委託の直前五年間の各年度のうち製造等をした自動車の台数(国内向け出荷に係るものに限る。)の最も少ない年度における台数と前項の台数を比較して行う。

(引渡しに支障が生じている地域の条件)

第一百二十四条の二 令第十六条第二号イの主務省令で定める条件は、地理的条件、交通事情その他の条件により、引取業者への使用済自動車の引渡しが、他の地域に比して著しく困難となつていることとする。
(令第十六条第二号イの主務省令で定める者)

第一百二十五条 法第一百八条の規定による公表は、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(再資源化等に係る料金の公表の方法)

第一百二十六条 法第一百九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 再資源化等業務の実施方法
二 委託料金の額の算出方法
三 法第一百八条第一項各号に定める料金
四 フロン類回収料金及び指定回収料金
五 法第一百六条第六号に掲げる業務に関する料金
六 指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に再資源化等契約又は解体自動車若しくは特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約(以下「再資源化等実施契約」といふ。)を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項
七 その他再資源化等業務に關し必要な事項
(事業計画等)

第一百二十七条 第百十四条の規定は、法第一百十条第一項の規定による認可について準用する。

第一百五十五条 第百十五条の規定は、法第一百十条第二項の規定による提出について準用する。
(再資源化等契約の締結及び解除)

第一百二十八条 法第一百十二条第一項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一 再資源化等契約の申込者が次条第三号及び第四号に規定する理由により再資源化等契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。
二 再資源化等契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行つたこと。

第一百二十九条 法第一百十二条第二項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一 特定自動車製造業者等が自動車の製造等を業として行わなくなつたこと。
二 特定自動車製造業者等の製造等に係る自動車の台数が法第一百六条第一号に規定する台数以上となつたこと。
三 再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等(次号において「契約者」という。)が支払期限後二月以内に委託料金を支払わなかつたこと。
四 契約者が再資源化等業務規程に定める契約者の責任に関する事項に違反したこと。

第一百三十条 第百十九条の規定は、法第一百十三条において読み替えて準用する法第一百条の規定による指定再資源化機関の帳簿の備付けについて準用する。

第一百三十一条 法第一百十三条において読み替えて準用する法第一百条の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。
一 法第一百六条第一号に掲げる業務を行う場合 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

一	自動車	一	再資源化等契約についての次に掲げる事項
ロ	再資源化等契約を締結した年月日	二	契約者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年一月三一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三十日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年七月六日経済産業省・環境省令第七号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二四年一〇月二九日経済産業省・環境省令第九号）

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

附 則（平成二五年一月二九日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。

附 則（平成二六年五月一九日経済産業省・環境省令第四号）

この省令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律の施行の日（平成二六年五月二十日）から施行する。

附 則（平成二八年六月三〇日経済産業省・環境省令第六号）

この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月三十日経済産業省・環境省令第五号）

この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省・環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月二一日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

様式第一（第四十六条関係）（平成経済産業省令2・令3、令元経済産業省令3・令2 経済産業省令5
一部改正）

引取業者登録の更新	
※登録番号	登録中止書
※登録年月日	
年 月 日	

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人)あつては、名称及び
代表者の氏名
電話番号

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。 法人である場合は記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	(郵便番号)
住 所	電話番号

法定代理人の名前及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代 表 の 者 氏 名	(郵便番号)
住 所	電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）

様式第二（第四十八条関係）

に準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)	
(ふりがな) 氏名	役職名
事業所の名称及び所在地	
名称	(郵便番号)
所在地	電話番号
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二（第四十八条関係）（平成25年7月1日施行）
 •一部改正

引取業者変更届出書
 年月日
 都道府県知事殿
 （市長）

(郵便番号)
 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び
 代表者の氏名)
 電話番号

年月日付け第号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資本化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三 (第五十条関係) (平24経産省令2・全改、令元経産省令3・令2経産省令5・
一部改正)

フロン類回収業者登録の更新申請書

登録番号	年月日
登録年月日	

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。
法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人
である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	(郵便番号)
住所	電話番号

法定代理人の氏名及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、か
つ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)

名称	(ふりがな) 代表者の 氏名	(郵便番号)
住所		電話番号

法定代理人の役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら
に準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記
入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名

に準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記
入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名

事業所の名称及び所在地

名称	(郵便番号)
所在地	電話番号

回収しようとするフロン類の種類

CFC	
HFC	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200 g/min未満	200 g/min以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC, HFC兼用	台	台

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を
繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印
を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第四 (第五十三条関係) (平15経産業省令7・追加、令元経産業省令3・令2 経産業省令5
・一部改正)

フロン類回収業者変更届出書
年 月 日
都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び

代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更
したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、
必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第五 (第五十五条関係) (平23経産業省令2・追加、令元経産業省令3・令2 経産業省令5
・一部改正)

解体業許可申請書

許可番号	
許可年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び

代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書
類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	(郵便番号)	電話番号
他に解体業又は被解体業の許可 (他の都道府県のものを含む。) を有する場合の場合は、 その許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場 合にあっては、申請年 月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業 廃棄物処理業の許可(他の都道 府県のものを含む。)を有する 場合の場合は、その許可番 号(申請中の場合にあっては、 申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場 合にあっては、申請年 月日)
解体業を行おうとする事業所以 外に使用済自動車の解 体自動車の保管を行 う場合には、当該場所の所在 地、面積及び荷物量の上限		

役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準)

する者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	電話番号
(ふりがな) 代 表 者 の 姓 名	
住 所	(郵便番号)

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様の権限を有する相談役、顧問その他いかなる者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の

5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廢液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油ガスタンク及びたまます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の部品に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六（第五十六条関係）（平15経産業省令6・追加、平15経産業省令7・旧様式第二段下
・一部改正、令元経産業省令3・一部改正）

許可番号	
解体業許可証	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
都道府県知事 印 (市长)	
許可の年月日 年 月 日	
許可の有効年月日 年 月 日	
1. 許可の更新の状況 年 月 日	
2. 別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 有・無	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（第五十八条関係）（平成25年廃業者令6・追加、平成25年廃業者令7・旧様式第三換下
一部改正、令元年廃業者令3・令25年廃業者令5・一部改正）

解体業変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表)
(著の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更
したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、
必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（第六十条関係）（平成25年廃業者令2・追加、令元年廃業者令3・令25年廃業者令5・
一部改正）

破碎業許可申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書
類を添えて破碎業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の範囲	
事業所の名称及び所在地	
名 称	
所 在 地	(郵便番号)
電話番号	
事業の用に供する施設の概要	
当該施設について廃棄物処理施 設の設置の許可を受けている場 合には、その許可の年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
他に解体業又は破碎業の許可 (他の都道府県のものも含む。) を有している場合にあっては、 その許可番号(申請中の場合は、 あっては、申請年月日)	都道府県・市名 許可番号(申請中の場 合にあっては、申請年 月日)
他に廃棄物処理法に基づく産業 廃棄物処理業の許可(他の都道 府県のものも含む。)を有してい る場合にあっては、その許可番 号(申請中の場合は、 あっては、申請年月日)	都道府県・市名 訸可番号(申請中の場 合にあっては、申請年 月日)

<p>破碎業を行おうとする事業所以外の場所で業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を名乗る者、顧問その他いかなる名前を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。</p>	<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏名</td><td style="text-align: center;">役職名</td><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	(ふりがな) 氏名	役職名	住所					
(ふりがな) 氏名	役職名	住所							
令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること）									
<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏名</td><td style="text-align: center;">役職名</td><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		(ふりがな) 氏名	役職名	住所					
(ふりがな) 氏名	役職名	住所							
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること）									
<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏名</td><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>		(ふりがな) 氏名	住所						
(ふりがな) 氏名	住所								
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）									
<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">名 称</td><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td>(ふりがな) 代表者の 氏名</td><td> </td></tr> <tr><td>住所</td><td style="text-align: right;">(郵便番号)</td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: right;">電話番号</td></tr> </table>		名 称		(ふりがな) 代表者の 氏名		住所	(郵便番号)		電話番号
名 称									
(ふりがな) 代表者の 氏名									
住所	(郵便番号)								
	電話番号								
法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい。相談役、顧問その他いかなる名前を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）									

<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏名</td><td style="text-align: center;">役職名</td><td style="text-align: center;">住所</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	(ふりがな) 氏名	役職名	住所				<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏名又は名称</td><td style="text-align: center;">住所</td><td style="text-align: center;">保有する株式の数 又は出資の金額</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額									
(ふりがな) 氏名	役職名	住所																	
(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額																	
標準作業書の記載事項																			
<table border="1" style="width: 100px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">解体自動車の保管の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）</td><td> </td></tr> <tr><td>解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>解体自動車の運搬の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>破碎業の用に供する施設の保守点検の方法</td><td> </td></tr> <tr><td>火災予防上の措置</td><td> </td></tr> </table>		解体自動車の保管の方法		解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法		解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法		排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）		解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法		解体自動車の運搬の方法		解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法		破碎業の用に供する施設の保守点検の方法		火災予防上の措置	
解体自動車の保管の方法																			
解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法																			
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法																			
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）																			
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法																			
解体自動車の運搬の方法																			
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法																			
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法																			
火災予防上の措置																			
△手数料欄																			

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。
 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当

**様式第九
(第六十一条関係)**

- 該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の方名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（第六十一条関係）（平10経産業省令6・追加、平15経産業省令7・旧様式第五段下
・一部改正、令元経産業省令3・一部改正）

許可番号	
破 碎 葉 許 可 証	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
都道府県知事 印 (市長)	
許可の年月日 年 月 日	
許可の有効年月日 年 月 日	
1. 事業の範囲	
2. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内容)	
3. 別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 有・無	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第六十三条関係）（平成経産省令2・改正、令元経産省令3・令2 経産省令5
・一部改正）

破碎業の事業の範囲の変更許可申請書 年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び

代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破碎業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合は、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で軽体自動車又は自動車破碎機の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称

(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所 (郵便番号)	電話番号	
法定代表人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名前を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代表人が法人である場合に記入すること。）		
(ふりがな) 氏名	役職名	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき記入すること。）		
(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
標準作業書の記載事項		
解体自動車の保管の方法		
解体自動車の破碎削除を行う場合にあっては、解体自動車の破碎削除の方法		
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法		

排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎廃さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎廃さの運搬の方法	
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考 1 △印の欄は、記入しないこと。
 2 「変更に係る破碎業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第六十四条関係）（平15年産業省令6・追加・平15年産業省令7・旧様式第七換下・一部改正、令元年産業省令3・令2年産業省令5・一部改正）

破 碎 業 変 更 届 出 書

年 月 日

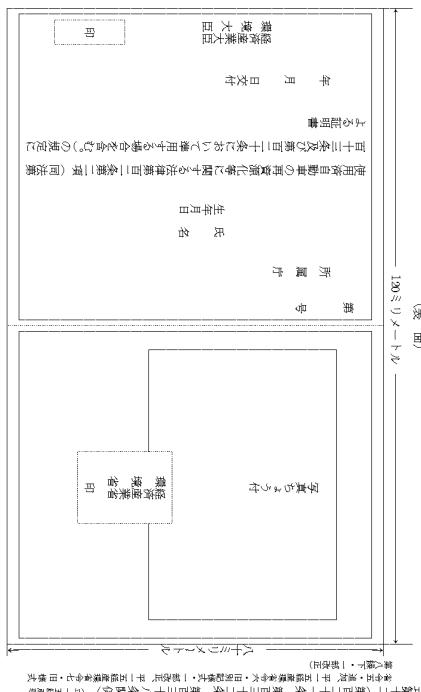
都道府県知事 殿
(市長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表)
(著の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。



3. 第一章は、第一回から第三回までの物語の筋書きである。第二回では、主に「金子の死」の事件が描かれており、第三回では、金子の死をめぐる複数の事件が並んで描かれる。第四回では、金子の死をめぐる複数の事件が並んで描かれる。

（註）明書を掲載する者は、用紙自體の販賣者に屬すのであるが、用紙の販賣者にて開拓されたものである。そこで、用紙の販賣者にて開拓されたものである。

